老人福祉バス(市内)

老人福祉バス(市内)利用申請の流れ

- ★申請は「地区老人クラブ」、「単位老人クラブ」または「ミニクラブ」から受け付けます
- ★年度内3往復まで利用可能 老人福祉バス(市外)を利用した場合は、年度内2往復まで利用可能

老人クラブ ①研修会等の計画を立てる。

~研修会等とは~ 市老人クラブ連合会もしくは老人クラブが行う日帰りの研修会、講習会、 レクリエーション

- ②老人福祉バス事業利用申請書(様式第1号)を長寿健康課に提出する。
- ※申請書は研修会等の日の7日前までに提出
- ※10名以上の参加が必要(同内容の研修会等に参加することを条件に、複数 の老人クラブが乗り合わせて10名以上となる場合も可)
- ※乗り合わせる場合は、申請書の備考欄に乗車する全ての老人クラブ名及び 会長名を記入(乗り合わせた全ての老人クラブが1往復利用したこととなる)
- ※経由は原則不可(乗降場所と目的地の往復)ただし、乗降場所及び乗降回数 を複数希望する場合は長寿健康課に要相談 (同一地区内に限る)

長寿健康課

- ①貸切バス業者等へバスの予約をする。
- ②バスの予約後、老人クラブ代表者に予約が完了した旨、連絡する。

老人クラブ ★研修会等実施